

令和8年度

消費者教育出前講座

児童・生徒の授業や先生の学びの場に専門家を派遣する、消費者教育出前講座を実施しています。売買契約の仕組み、物や金銭の使い方などの基本的な内容から、インターネット・スマートフォンを通じたトラブルなどの近年増加している身近な事例まで、幅広いテーマを取り扱っています。

無料

利用対象

- 横浜市内の学校の児童・生徒
- 横浜市内の教員、教科研究会
- 学校単位のPTAや保護者会
横浜市区PTA連絡協議会
- 放課後キッズクラブ
放課後児童クラブ など



子どもアドベンチャーカレッジ「親子で学ぶおこづかい使い方教室」の様子

派遣講師

弁護士、消費生活相談員、消費生活アドバイザー等
「楽しくてわかりやすい」と評判な熟練講師を派遣します！

講座のテーマ例

児童・生徒たちへ伝えていただくための
教員向け講座としての開催も可能です。



お買い物ゲームや、お小遣い帳をつける体験も

物や金銭の使い方等

- ☞ 物や金銭の大切さ・おこづかいの計画的な使い方等について考えます。
ワークショップやグループワークを通して、考えながら楽しく学べます。

売買契約等の仕組み

- ☞ 契約の種類や権利と義務、未成年者の契約やクーリング・オフなどについて学びながら、安全な消費生活を送るための基本的な知識を身に付けます。

インターネットや携帯電話の利用を通じたトラブルの防止

- ☞ インターネットやスマートフォンの利用にあたって、巻き込まれやすい事例（SNSの利用、ゲーム課金トラブル、架空請求等）を取り扱いながら、注意点や対処法を学びます。



若年層が巻き込まれやすい消費生活トラブル

- ☞ 若年層を狙った近年の消費者トラブルの事例とその対策を学び、悪質商法から身を守るための知識を身に付けます。



エシカル消費（人、社会、地域、環境に配慮した消費行動）

- ☞ エシカル消費とは何か、わかりやすくお伝えします。社会的な課題を解決するために、「日々の消費行動のなかで、自分ができること」を考え、実践できるようになります。

開催までの流れ

事前相談

実施の約2か月前までに、下記3点についてお電話にてご相談ください。

- ① テーマ
- ② 日程・実施規模 ※最少参加人員 15人（原則）
- ③ 実施時間数（1時間半～2時間の実施を推奨）

まずはお気軽に
ご相談ください

申込み

事前相談が済みましたら、「消費者教育出前講座利用申込書」を記入して、メールまたはFAXにてお申込みください。

※件名：【学校・施設名】教育出前講座

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-664-9533

※FAXでお申し込みの際は、
FAX後に必ずお電話で到着確認を行ってください。

「消費者教育出前講座利用申込書」様式は、ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/kyoiku/kyouiku.html>

【申込期限】令和9年1月15日（金）

【開催期限】令和9年2月28日（日）

※3月の開催についても対応可能な場合があります。
ご希望の場合はご相談ください。

上手に
使ってね



▲横浜市
消費者教育
出前講座
ウェブサイト

打合せ・ 開催

派遣講師の決定後、講師の方からご連絡しますので、講座の内容や進め方について、直接打合せをお願いします。（会場の準備・資料の印刷、当日の進め方など）



終了後

※終了後、2週間以内に電子申請・届出システムにて実施報告書（アンケート）をご提出ください。

実施報告書（アンケート）は下記URL、

または右の二次元コードからアクセスしてご回答ください⇒

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4b71d39c-f783-4cb0-8d6a-ebd3bf7dab18/start>



【ご注意】

- (1) 申し込み多数の場合は先着となります。
- (2) インフルエンザ等の感染症の状況等により、講師派遣の延期、中止等、ご希望に添えない場合があります。

<申込み・問合せ先>横浜市経済局消費経済課「教育出前講座担当」
TEL：671-2584 FAX：664-9533
メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp